

〇〇AP問題に関するご報告

大阪市北区に所在する大阪アメニティパーク（〇〇AP）の土壤・地下水問題に関しては、ご購入者の皆さまをはじめ、取引先、株主の皆さまなど関係各位にご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

これまでの経緯

大阪アメニティパーク（〇〇AP）は、三菱金属（株）（現三菱マテリアル（株））大阪製錬所の跡地約5haをオフィス棟・ホテル棟（三菱マテリアル（株）との共同事業）及び住宅棟（三菱マテリアル（株）、（株）大林組、三菱マテリアル不動産（株）との共同事業）として再開発した複合施設で、1992年7月に開発に着手し、1996年1月にオフィス棟・ホテル棟が、1998年2月に住宅棟である〇〇APレジデンスタワー東館が、2000年12月に同西館がそれぞれ竣工しています。

開発に際しては「国有地を対象とした市街地土壤汚染に係る暫定対策指針」を参考として土壤汚染対策を実施しましたが、1997年1月に行った調査の結果、地下湧水から「大阪市下水道条例」に定める下水排出基準値を超える重金属が検出されたため、湧水の希釈による濃度管理を行い、これらの経緯を2002年9月及び10月に公表するとともに、土壤調査を実施したところ、表層土壤の一部に基準値を超過した重金属が確認されたため、関係機関への報告を行いました。2003年7月には基準値を超過した一部の区域の土壤を置き換える対策工事を実施し、〇〇APレジデンスタワー管理組合の皆さまと、この問題の解決に向けた協議を進めてきました。

こうした状況の中、三菱地所（株）及び三菱地所住宅販売（株）（現：三菱地所リアルエステートサービス（株））は〇〇APレジデンスタワーの販売にあたり、土壤汚染などの事実を告知しなかったことに係る宅地建物取引業法違反容疑で2004年10月に大阪府警による強制捜査を受け、2004年12月に三菱地所住宅販売（株）が、2005年3月に三菱地所（株）及び役員などが書類送検され、同年6月に大阪地方検察庁より不起訴処分（起訴猶予）が下されました。

この間も、ご購入された皆さまとの協議を継続し、2005年3月には土壤・地下水調査を行うことに同意をいただくとともに、2005年5月には〇〇APレジデンスタワー管理組合法人と事業者との間で、ご購入された皆さまに対して金銭的解決などに関する提案を行うことについての確認書を締結しました。

2005年5月以降、ご購入者の方々との協議を継続した結果、2008年8月現在、約99%のご購入者の方々と合意に至っています。

また、適切な対策工事の立案のため、2005年7月から学識者・住民・事業者・コンサルタントで構成される技術評価検討会にて議論を重ね、同検討会からの提言に基づき、2006年1月29日には下記①～③の対策工事を行うことで管理組合と合意しております。同工事につきましては2006年6月12日から着手し、2008年4月20日に完了いたしました。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ①表層土壤対策 | 表層2mまでの土壤の入れ替え |
| ②汚染の周辺拡散防止策 | 敷地周辺部に深さ約22mの遮水壁を設置 |
| ③封じ込め内部の対策 | 汚染土壤の濃度が高い箇所について表層5mまでの土壤 |

の入れ替え

2006年6月13日、三菱地所(株)及び三菱地所住宅販売(株)は、国土交通省より宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づく行政処分(指示処分)を受けました。

三菱地所(株)はこの処分を厳粛に受け止めるとともに、国土交通省からの指示内容を着実に実行しております。また、2005年度に設置された「コンプライアンス特別委員会」からの提言に基づく今後の体質改善に向けた対策も着実に実行しており、今後とも住民の皆さまに一日も早くご安心して生活いただけるよう務めるとともに、引き続き再発防止に向けた業務改善及びコンプライアンスの徹底を通じ、全社一丸となって三菱地所グループの信頼回復に取り組んでおります。